

社会福祉法人養父市社会福祉協議会生活福祉資金等貸付調査委員会規程

平成 16 年 6 月 18 日規程第 18 号

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人養父市社会福祉協議会生活福祉資金等貸付調査委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(位置)

第 2 条 この委員会は、社会福祉法人養父市社会福祉協議会(以下「本会」という。)に置く。

(意見具申)

第 3 条 委員会は、本会会長(以下「会長」という。)の諮問に応じて生活福祉資金等に関し、次に掲げる事項を調査審議し、又はこれらの事項に関し、意見を具申するものとする。

- (1) 借入申し込み、指導計画に関すること。
- (2) 調査意見書に関すること。
- (3) 貸付金償還、貸付金一時償還、貸付の停止、償還金の支払猶予、支払免除、延滞利息の免除等に関すること。
- (4) その他会長が、必要であると認めること。

(組織)

第 4 条 委員会は、委員 10 名以内で組織する。

- 2 委員は、本会関係者、民生委員・児童委員、関係行政機関の職員及び学識経験者の内から会長が委嘱する。

(選任)

第 5 条 委員会に委員の互選による委員長 1 名、副委員長 1 名を置く。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長が、その職務を代理する。

(任期)

第 6 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員の欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 7 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員総数の半数以上の出席を以って成立し、その議事は出席委員の過半数を以て決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 説明者、参考人として出席を求められた者は、委員会の議事に加わるできない。

(緊急処理)

第 8 条 緊急処理を要するもの、その他特別の事情があるときは、委員長が文書を以て委員の意見を求め委員会に代えることができる。

(秘密の保持)

第 9 条 委員及び委員会の関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項に規定する秘密の保持は、職を退いた後も同様とする。

(事務)

第 10 条 委員会の事務は、本会の事務局において処理する。

(補則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。